

千葉県告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和3年3月12日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木達也

施 術 者		施 術 所		指定年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
鈴木 洸太	(省略)	駅前名倉整骨院	東京都葛飾区西新小 岩1-2-11 キクヤビル1F	令和3年2月1日
布 翔太	(省略)	布鍼灸院・接骨院	千葉市中央区 松ヶ丘町407	令和3年2月1日
香川 なつき	(省略)	香川 なつき	千葉市中央区鶉の森 町9-1-311	令和3年2月1日